

報告第2号

専決処分の報告について

道路環境整備工事（宮益坂）その2請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 契約の件名 道路環境整備工事（宮益坂）その2
- 2 契約の相手方 渋谷区神宮前四丁目1番15号
東栄建設株式会社
代表取締役 後藤 五十里
- 3 専決処分事項
工期の延長
専決処分前の工期 令和8年2月17日
専決処分後の工期 令和8年3月27日
専決処分した工期の延長 26日間
- 4 専決処分年月日 令和8年1月21日